

善監委告示第4号

平成26年11月7日付け善監委第38号で提出した平成26年度（前期分）の結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成26年12月1日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 林野忠弘

平成26年度定期監査（前期分）

監査指摘事項の取組について

個別的事項

【消防本部指摘事項】

① 消防分団屯所の維持管理について

8消防分団は、本市の消防業務の中核をなす組織であり、その根拠地が屯所である。その一部は、コミュニティ会館としても地域に根差した施設となっている。この8屯所の一部において、内装等が十分でないものがあるので計画的に修繕するよう検討されたい。

【検討結果】

- ① 消防分団屯所の維持管理については、消防施設維持補修事業の予算の中で行っており、今後も順次屯所を見回り計画的に修繕を実施する。

【教育総務課指摘事項】

① スタディーアフタースクール指導員の雇用について

指導員への雇用通知書発行について、昨年度の監査で指摘したところである。ところが今年の監査時に確認したところ、通知書は未発行とのことである。同事案は、労働基準法第15条（労働条件の明示）に抵触しているので早急に対処されたい。

② 日本スポーツ振興センター災害共済保護者負担金の集金方法について

この負担金は、小学校・幼稚園の保護者から現金による集金をしていたので、昨年、口座振替による変更するよう指摘したところである。ところが、今年の監査時において、まだ一部の幼稚園が現金集金を行っていたので、さらに、一層の指導をされたい。

③ スタディーアフタースクールに係る事務分掌について

スタディーアフタースクール事業は、平成23年度に(株)善通寺市総合サービスから返還された業務である。ところが、その業務が「教育委員会事務局組織規則」並びに「教育委員会事務権限規程」の事務分掌に記載されていないので改定されたい。

④ 職員の配置について

当課は、8人（職員4人、嘱託員4人）の職員等が配置されている。その業務は、平成6年当時の3課の11人（職員9人、嘱託員2人）で行っていた大半の仕事を引き継いでいる。このことは、

平成7年からスタートした行財政改革によるものであり、職員数は半分に減少している。しかし、職員の削減と市民サービスの質の維持は、近年、行政サービスに求められているところである。

一方、教育委員会には、いじめ問題をはじめ土曜日充実事業、教育委員会制度改革に伴う体制整備、国による学童保育の拡充策など当課を取り巻く環境は厳しさを増す傾向にある。また、監査による指摘事項が増える状況下を鑑みると、嘱託員に任せられない業務が増えていると推察される。このような観点から、教育委員会制度改革業務等に伴う職員の配置を人事担当課と十分に協議するよう検討されたい。

【検討結果】

- ① スタディーアフタースクール指導員に対する雇用通知書の交付の件については、昨年度の監査の際にもご指摘を受け、検討を進めていた。こうした中、来年4月から、子ども・子育て支援新制度が本格実施されることに伴い、今後、スタディーアフタースクール指導員の確保を図るため、指導員の雇用条件等の見直しの必要が生じたことから、雇用通知書についても、本見直しの中で検討していく。
- ② 現金徴収方式から、口座振替へ変更するよう指導していく。
- ③ 事務分掌に関わる関係例規にスタディーアフタースクール事業の記載が無いことについて、事業の運営形態の変遷と経緯との関連も確認の上、必要であれば改正を行いたい。
- ④ 監査におけるご指摘のとおり、当課の業務の現状に対する適正な人員の配置について、人事担当課と協議していく。

【生涯学習課指摘事項】

- ① 鉢伏ふれあい公園に係る事務分掌について

「教育委員会に対する事務委任規則」により、鉢伏ふれあい公園の管理運営に関する事務等は教育委員会に委任されている。ところが、この事務分掌が「教育委員会職務権限規程」に記載されていないので改定されたい。

- ② 郷土館の施設管理について

郷土館は、平成17年度に旧善通寺偕行社から旧四国貯蓄店舗に移転し現在に至っている。市民、観光客が来館し展示物の価値を称賛しているところである。一方、建物自体の老朽化が進行するなか、2階の展示室西側の窓部分及び同通路の天井は修繕が必要な状況であるので早急に対処されたい。なお、当館の袖看板を設置することも併せて検討されたい。

- ③ 出土品の保存等について

本市は、練兵場跡地・西部有岡地区などに遺跡・古墳からの出土品が、数多く発掘されている。それらの価値は、県内において屈指のものとされている。

一方、これらの保管管理は郷土館・総合会館などに分散されており、管理上好ましい状況ではない。

今後、どのように保管していくのか計画を作成し、今後の出土品数増に対応されたい。また、これらの公開展示については、ホームページ等により市民への開示に心がけるよう検討されたい。

④ 職員の配置について

当課は、7人（職員5人、嘱託員2人）の職員等が配置されている。

その業務は、平成10年当時の1課3室2館の16人（職員15人、嘱託員1人）で行っていた大半の仕事に加え、現在の旧偕行社の管理も行っている。これは、教育総務課と同様に、行政改革によるものである。これにより、旧1課（又は1室）の仕事を職員1人で担当するような業務量になり、超過勤務が恒常化している。このような観点から、職員等の業務が軽減されるよう人事担当課と十分に協議するよう検討されたい。

【検討結果】

- ① 「教育委員会職務権限規程」で記載不備等があれば改正を行いたい。
- ② ご指摘の2階の展示室西側の窓部分及び同通路の天井は修繕については、来年度予算での修繕を考えている。また、袖看板については、郷土館が分かりづらい等の意見もあるようなので袖看板の設置を検討する。
- ③ 出土品の保管については、保管場所が無いという理由から各施設へ分散しており、たいへんご迷惑をかけている。市内の出土品を一か所に集めることのできる施設を探しているが、現在見つからないところである。なお、ホームページでの開示については検討していく。
- ④ 監査におけるご指摘のとおり、当課の業務の現状に対する適正な人員の配置について、人事担当課と協議していく。

【図書館指摘事項】

① 有資格嘱託員の確保について

図書館は、9人の嘱託員と市民会館と兼務職員1名で業務を行っている。

また、当図書館には司書が4人おり、図書館の専門職員として活躍しているところである。これらの有資格者の確保は、教育委員会が採用にあたり、努力した賜物である。しかし、司書有資格者は他の一般事務嘱託員と同一の賃金であり、今後、人材の流出が懸念されるところである。一方、

県内の他市において、司書有資格嘱託員の賃金は、一般事務嘱託員と混在している図書館では区分した賃金を支給している。本市においても、司書有資格者の確保をする観点から、かかる賃金の支給に配慮をすることを検討されたい。

【検討結果】

- ① 処遇面での改善も含め、人材確保に努めるよう人事担当課と協議を行う。

【市民会館指摘事項】

- ① 施設管理について

築36年を迎える市民会館は耐震強度不足を指摘され、建替えなどの議論がされているところである。しかし、当面は閉館せずに使用していく役割も担わされている。このような時期であるが、台風や大雨時に、3階の通路および図書館の天井から雨漏りがしているので、修繕をされたい。

- ② ピンスポットライトの維持管理について

演芸会等の時に使用するピンスポットライトが3台ある。1台は開館時から利用されたもので、ランプ交換等の修繕が続いている。修繕部品が無くなる前に、更新計画を検討されたい。他の2台のうち、1台は総務課の所有であるので、その使用形態を鑑み、保管替えすることも検討されたい。

- ③ 樹木の管理について

市民会館西側の駐輪場周辺には、数本の楠が茂り周辺に枝を伸ばし、四国学院大学側へも進入している。一方、四国学院大学側の樹木も、枝葉を伸ばし、駐輪場の上を覆っている。これらの樹木は、計画的に剪定をすることが肝要である。隣接の四国学院大学と協議し、剪定するよう検討されたい。

【検討結果】

- ① 雨漏りについては、雨漏りの原因となる箇所を調査・点検し、応急的な修繕を行った。暫くは、状況を見守りたい。
- ② 総務課と協議し、移管替えを検討する。
- ③ 四国学院大学と協議を行ったが、それぞれの樹木の落葉が相手敷地に入らぬよう枝を剪定した場合、それぞれの樹木の樹形が大きく損なわれ、全体の景観も損なわれるので、これまで同様、それぞれがそれぞれの管理地内の清掃をする方法で対応したい。

【学校給食センター指摘事項】

- ① 重要設備の修繕について

施設の建替え計画等が議論される中で、重要設備の劣化が進行している。平成23年度の監査では、熱交換器の劣化を指摘し、改善されたところではある。ところが、その後、残る重要設備（15年経過のボイラー2基、建設当時から使用している配管及びボイラー周辺の部品）には、修繕等に対する計画性が見られず、給食業務の長期停止が懸念されるところである。児童等や保護者に多大な負担を強いる懸念も考えられるので、早急な対策を検討されたい。

【検討結果】

- ① 昭和60年9月に学校給食センター移転後、約14年経過した平成11年にボイラーを交換したが、それから更に15年が経過している。現有施設を継続して使用するなら交換が必要な時期と認識しているが、施設の統合などについても検討が行われているので、議会の公共施設整備等調査特別委員会の検討を待つて判断したいと考えている。

ボイラーは調理の要の熱源であり、給食の提供に影響が及ばないよう、専門家の意見を聞きながら、一番劣化していると指摘のある配管部分など、最低限度の修繕で対応していきたいと考えている。

各課共通事項

1 長期継続契約書の解約条項について

委託契約書並びに土地賃貸借契約書には債務負担行為が不要となる「解約条項」があるものの、「予算が減額または削除されたときは契約を解除する」という趣旨の文書が無く、長期継続契約の形態をなしていない。次回の契約更新には賃借料の見直しも含めて相手方と協議し、改めて契約を締結されたい。

2 長期継続契約書の自動更新について

委託契約書並びに土地賃貸借契約書には「自動更新条項」があり、このことは地方自治法232条の3で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、いわゆる自動更新条項を設けることができないことになっている。次回の契約更新には賃借料の見直しも含めて相手方と協議し、改めて契約を締結されたい。

【検討結果】

- 1 長期継続契約書の解約条項の入っていない契約については、次回の契約更新時において、相手方と協議し改めて契約を締結する。
- 2 長期継続契約書に自動更新条項の入っているものについては、次回契約更新時に相手方と協議し

改めて契約を締結する。